

開発行為の提案基準 A 適合性チェックリスト（事前適合協議）

申請地	豊能町		
申請者	氏名		
	住所		
	電話番号		
代理人	氏名		
	住所		
	電話番号		

※代理人が申請する場合は委任状を添付すること

添付書類	☐ 計画の内容が詳細にわかる説明文等資料 ☐ 付近見取図 ☐ その他、求める資料		
	☐ 計画図（配置図・敷地求積図・建物平面図・建物立面図・建物求積図・排水計画など）		

1	計画について	☐ 新築 ☐ 改築 ☐ 既存建築物の用途変更	併設住宅の有無
2	予定建築物の用途	☐ 店舗（日用品販売店舗・サービス業店舗・喫茶、飲食店等） ☐ 宿泊施設 ☐ 事務所 ☐ 工場	☐ あり ☐ なし
3	予定建築物の概要	(記入) (例) 飲食店・喫茶店	
4	敷地面積	500㎡ ≤ (記入) ㎡ < 5,000㎡ 申請敷地が規定内の面積であっても、隣接地に駐車場等を整備することで一体的土地利用と判断され、総面積が5,000㎡を超える場合は許可されませんのでご注意ください。	
5	造成行為の有無	☐ 造成あり → (☐ 宅造造成等工事の許可申請が必要) ☐ 造成なし	
6	沿道区域を構成する指定路線	☐ 国道423号 ☐ 国道477号 ☐ 府道茨木能勢線 ☐ 府道余野車作線 ☐ 府道余野茨木線 ☐ 通称「花折街道」 → (☐ 町道吉川中央線 ☐ 町道吉川川尻線)	
7	申請地に接道している道路は上記「6」のいずれか、又は指定路線に直接接続する42条1項1号道路（以降「直接接続道路」という。）のどちらであるか。	☐ 指定路線 ☐ 直接接続道路	
	【該当する場合】 接道する道路との間に河川または水路があるが、建基法第43条許可を受ける見込みである。	☐ 受ける見込みである ☐ 未定	
8	出入口は幅2m以上(宿泊施設等は4m) 以上確保できており、右の どちらの道路に接道しているか。	☐ 指定路線 → 設問10へ ☐ 直接接続道路 → 設問9へ	
9	申請地の面積は、沿道区域(指定路線の境界線から50mの範囲)内に過半が存しているか。	☐ 下記のとおり、過半が区域内に存している。 区域内面積 = [] ㎡ ≤ 敷地面積 × 0.5	
10	指定路線または直接接続道路と申請敷地との間に著しい高低差がある場合、申請敷地の出入口と指定道路または直接接続道路の間に安全に行き来できる階段や傾斜路等の「有効な通路」が整備されているか。	☐ 階段がある ☐ 傾斜路がある ☐ 階段も傾斜路もある	
11	予定建築物の外壁面は全周1mの後退距離を確保できている。	☐ 確保できている	
12	準防火地域内の建築物の構造制限を適用できている。	☐ 適用する計画である	
13	提案基準 A に定める道路境界線から幅1m以上の植樹帯を設置できるか。	☐ 設置する計画である	

※裏面も記入すること

